



日本赤十字社

富士見町赤十字奉仕団主催

救急法勉強会に参加してみませんか？

☎ 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9114

災害や事故があったとき、どのように手当したらよいのだろうか・・・ その場に居合わせたら自分に何ができるのだろうか・・・ いつ起こるかわからない、事故や急病などに備え、救命や応急手当の方法を学んでみませんか？ どなたでも参加可能ですので、お気軽にお申し込みください。

- 日 時 7月19日(水) 午後7時～午後9時頃
- 場 所 保健センター
- 内 容 救命、三角巾を使ったけがの応急手当の方法 等
- 申し込み 7月10日(月)までに社会福祉係へお申し込みください

富士見町赤十字奉仕団とは

赤十字の人道的精神・使命に賛同し、地域で奉仕活動をしているボランティア団体です。

災害時に備え、炊き出し訓練や、救急法の普及活動、街頭募金活動等、地域の中で、地域に根差したボランティア活動を実施しています。

あなたも「いのちを守る」活動を一緒にしてみませんか？富士見町にお住まいの方で、健康、意欲的な方であれば、どなたでも加入できますので、お気軽にお問い合わせください。

「危険物安全週間」 6月4日(日)～6月10日(土)

☎ 富士見消防署 ☎61-0119

毎年6月第2週（日曜日から土曜日までの1週間）は「危険物安全週間」です。
この週間は、危険物の保安に対する意識を高く持ち、事故を防止するため行われます。

危険物とは??

消防法で定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

- ①火災発生の危険性が高い
- ②火災拡大の危険性が高い
- ③消火の困難性が高い

私たちの暮らしの中で身近なものは、ガソリン・灯油・油性塗料などがあります。



近年では、東日本大震災や熊本地震等の地震災害、新潟県糸魚川市大規模火災など、災害により大変な被害が出ています。災害時には、家屋の倒壊、土砂崩落等のほか、危険物による火災も発生する場合があります。

また、ガソリン、軽油、灯油等を保管している家庭も多く、災害時に危険物の流出、火災の発生・拡大につながる危険性があります。

ガソリン等の取扱いについて、以下のことに注意しましょう。

- ガソリンや軽油を灯油用ポリ容器に入れることは禁止されています。
ポリ容器に保管をすると容器が溶けて漏油します。消防法令の基準に適合した金属製の携行缶を使用しましょう。
- セルフスタンドでは、利用者自らが小分け容器にガソリンを入れることはできません。
携行缶にガソリンがほしい場合は、スタンドの従業員にお願いしましょう。
- 適合した容器でも、ガソリン40リットル以上又は軽油200リットル以上を保管する場合は火災予防条例の規制があり、消防機関への届出が必要となります。また、一般の車両にはガソリンを22リットル以上は積載できない決まりとなっています。
- 保管場所は、風通しの良い陽の当たらない場所へ保管してください。

危険物安全週間を機会に、身近な危険物の存在についても一度確認し、その正しい取扱いや保管に努めましょう。

～「あなたなら 無事故の着地 決められる!」～ 平成29年度危険物安全週間統一標語